

TORIDOLL→

株式会社トリドールホールディングス
第32期 定時株主総会招集ご通知



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3397/>



食の感動で、 この星を満たせ。

TORIDOLL→

どうしてもなく食べたくなる。

店に行くたびに驚きがある。

味覚だけでなく、五感までも揺さぶられ

食べ終わるのが惜しくなって、

また明日も来たくなる。

本能が歓ぶほどの圧倒的な感動体験で、

目の前のお客さまを、世界中の人々を

毎日ワクワクさせ続けよう。

食の感動に、国境などない。

これからも予測不能な進化を遂げ続けて、

人類を幸せで満たしながら、

食の世界の頂へと駆け上がれ。

それができるのは、きっと私たちしかないから。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社グループは当期、業績のV字回復を果たし、過去最高益を達成いたしました。この力強い成長を持続させ、食の世界の頂に駆け上がるべく、2023 - 2028年3月期中長期経営計画を策定いたしました。

また、名実ともにグローバルフードカンパニーとなるという強い意志と、世界の人々を食の幸せで満たしていく決意を込めて「食の感動で、この星を満たせ。」をコーポレートスローガンとして掲げました。

新中長期経営計画の達成を目指し、食の感動を世界に広げることに邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 兼 CEO 栗田 貴也



東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
株式会社 トリドールホールディングス
 代表取締役社長 兼 CEO 粟田 貴也

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会につきましては、今もなお新型コロナウイルス感染症が収束傾向にない事態を受け、慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施の上で、開催することといたしました。

なお、感染拡大防止のため会場内の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる客席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。また、当日のご出席に代えて、書面もしくはインターネット等により議決権を行使いただけますので、株主の皆様におかれましては、以上を鑑みたくて当日のご来場についてご検討いただけますと幸甚でございます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

※ 感染拡大防止のため、入場時のアルコール消毒・検温、および会場内でのマスク着用にご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記		
日	時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場	所	東京都渋谷区南平台町16-17 住友不動産渋谷ガーデンタワー1F ベルサール渋谷ガーデン
会議の目的事項	報告事項	1. 第32期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第32期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
		以上

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意いたしておりません。また、株主懇談会は開催いたしません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

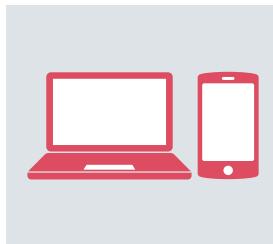
株主総会にご出席されない場合

書面（議決権行使書） による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネット等 による議決権の行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトより、2022年6月28日（火曜日）午後6時までにご行使ください。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を当日会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「社外取締役の独立性の判断基準」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況」、「連結持分変動計算書」、「連結計算書類の注記」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）において、修正後の事項を掲載させていただきます。



<https://www.toridoll.com/>

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

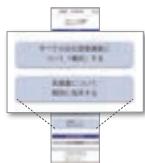
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

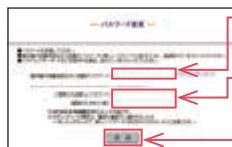
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで、大切に保管してください。パスワードのお電話等による照会には、お答えすることができません。また、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るため、また、感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催することができるようにすべく、現行定款第11条(招集時期)について所要の変更を行うとともに、第2項を新設するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(招集時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。 (新設)	(招集) 第11条 (現行どおり) 2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>第1条・第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条・第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める指名委員会の答申を経ております。また、監査等委員会においても、指名委員会での審議を踏まえ、各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値の向上に資すると判断し、本議案が妥当であるとの決議がなされております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における 地位および担当	取締役会出席率 (出席状況)
1	あわ た たか や 栗田 貴也	再任	代表取締役社長 兼 CEO	100% (19/19回)
2	すぎ やま たか し 杉山 孝史	再任	常務取締役 海外事業本部長	100% (15/15回)
3	かみ はら まさ とし 神原 政敏	再任	取締役 SCM本部長 兼 商品開 発部長	100% (19/19回)

1

あわ た たか や
栗田 貴也

1961年10月28日生 60歳

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 8月 自営業（トリドール三番館開業）
- 1990年 6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、代表取締役社長
- 1995年10月 株式会社トリドール（現、株式会社トリドールホールディングス）へ組織変更、代表取締役社長 兼 CEO（現任）

所有する当社株式数	27,577,311株
-----------	-------------

取締役会出席率	100% (19/19回)
---------	---------------

本総会終結時の在任期間	32年
-------------	-----

取締役候補者とした理由

栗田貴也氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の創業以来一貫して当社の経営に携わり当社事業を熟知しているほか、迅速かつ確かな意思決定能力および適切なリスク管理能力を有しており、引き続き今後の当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に欠かせないものと判断したためであります。

2

すぎ やま
杉山たか し
孝史

1977年5月23日生 45歳

再任



所有する当社株式数	3,293株
取締役会出席率	100% (15/15回)
本総会終結時の在任期間	1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年 4月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現、アビームコンサルティング株式会社）入社
- 2006年10月 アビームM&Aコンサルティング株式会社（現、PwCアドバイザリー合同会社）入社
- 2015年 7月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社
- 2017年 6月 同社執行役員パートナー
- 2019年 2月 当社入社
- 2019年 7月 当社海外事業本部海外事業準備室長
- 2019年10月 当社海外事業本部海外事業企画部長
- 2020年 2月 当社執行役員海外事業本部長
- 2021年 6月 当社常務取締役海外事業本部長（現任）

当社における担当 海外事業本部長**重要な兼職の状況** Tam Jai International Co. Limited取締役

取締役候補者とした理由

杉山孝史氏を取締役候補者とした理由は、同氏が経営コンサルティング会社における業務を通じて培われた海外事業に関する経験と知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして当社の海外事業の発展に貢献しており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

3

かみ はら
神原まさ とし
政敏

1959年1月30日生 63歳

再任



所有する当社株式数	9,916株
取締役会出席率	100% (19/19回)
本総会終結時の在任期間	4年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	株式会社ウエンコジャパン (ダイエーグループ) 入社
2003年 6月	フードビジネスコンサルティング設立
2013年 7月	当社品質管理室長
2013年 9月	当社購買部長
2015年 1月	当社購買部長 兼 商品部長
2016年 2月	当社執行役員購買部長 兼 商品部長
2016年 4月	当社執行役員商品本部長
2018年 6月	当社取締役商品本部長
2019年 4月	当社取締役SCM本部長
2020年 1月	当社取締役SCM本部長 兼 商品開発部長 (現任)

当社における担当 SCM本部長 兼 商品開発部長

取締役候補者とした理由

神原政敏氏を取締役候補者とした理由は、同氏が大手流通企業に在籍時および独立後のコンサルタントとしての経験を通じて商品の川上から川下まで幅広い知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして、当社の食材調達ルート拡大や原価低減等に貢献しており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
3. 杉山孝史氏の取締役会出席回数および出席率は、2021年6月29日の取締役就任以降のものであります。
4. 当社は、栗田貴也氏、杉山孝史氏および神原政敏氏の間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。栗田貴也氏、杉山孝史氏および神原政敏氏の選任が承認された場合は、各氏の間で当該補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

とよ だ こう じ
豊田 孝二

1968年2月3日生 54歳

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

一株

略歴および重要な兼職の状況

1991年 4月	明治生命保険相互会社（現、明治安田生命保険相互会社）入社
1996年10月	朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）入所
2004年10月	弁護士登録、弁護士法人三宅法律事務所入所
2004年11月	公認会計士登録
2012年 4月	アジア法律会計事務所所長（現任）
2013年12月	太洋マシナリー株式会社社外監査役
2015年11月	学校法人大阪経済大学監事
2017年 3月	株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員、現任）

重要な兼職の状況 アジア法律会計事務所所長、株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員）

補欠の社外取締役候補者とした理由 および期待される役割の概要

豊田孝二氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士・弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役就任後、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。監査等委員である取締役に就任した場合には、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言をしていただくとともに、監査等委員ならびに指名委員および報酬委員として当社のコーポレート・ガバナンス向上のために活動していただくことを期待しております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者豊田孝二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者豊田孝二氏の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
3. 豊田孝二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

ご参考 スキルマトリックス

本議案が承認された場合の取締役および本定時株主総会終結後に行われる取締役会において選任予定である執行役員が特に有する専門性・経験は下表のとおりです。

	当社における 地位	企業経営	グローバル	会計・財務	資本政策 M&A	法務 コンプライアンス	E S G	飲食 ビジネス	マーケティング 店舗・設備開発	製品 品質管理	DX イノベーション	デジタル技術 ICT
栗田 貴也	代表取締役社長	●					●	●			●	
杉山 孝史	常務取締役	●	●	●	●	●			●		●	●
神原 政敏	取締役	●	●				●	●		●		
梅木 利泰	社外取締役 (監査等委員)			●	●		●					
梅田 浩章	社外取締役 (監査等委員)			●	●		●					
片岡 牧	社外取締役 (監査等委員)				●	●	●					
磯村 康典	執行役員	●			●						●	●
草野 篤	執行役員		●				●	●		●		
山口 聡	執行役員		●	●	●		●					
林 浩司	執行役員		●				●	●	●			

※上記一覧表は各氏の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項



1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における当社グループを取り巻く経営環境は、前期に引き続いて新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言の発出・解除やまん延防止等重点措置の適用などによりお客様の来店数が変動いたしました。

このような環境において当社グループは、国内においてはテイクアウト商品を積極的に投入し、来店を促進する取り組みを強化した一方で、不採算店を戦略的に閉鎖するなど経営効率の向上を進めました。また、海外では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、アジア、英国などで積極的に出店いたしました。

売上収益

1,533億55百万円

(前期比 13.8%増)



営業利益

142億43百万円

(前期は営業損失73億36百万円)



税引前利益

139億35百万円

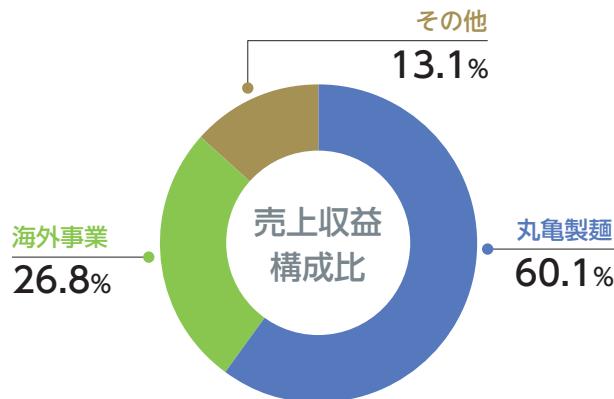
(前期は税引前損失91億19百万円)



親会社の所有者に
帰属する当期利益

89億79百万円

(前期は当期損失54億56百万円)



これらの結果、本格讃岐うどん専門店の丸亀製麺、海外事業が増収を牽引し、売上収益は1,533億55百万円（前期比13.8%増）と増収となりました。

事業利益（注1）は全セグメントで増益となった結果、54億31百万円と、前期の事業損失38億72百万円から93億3百万円増の大幅な増益となりました。

また、国内外で店舗ごとの採算性を精査し、退店を断行したことにより減損損失41億88百万円（前期は減損損失66億74百万円）を計上したものの、新型コロナウイルス感染症に係る時短協力金などの政府補助金128億66百万円があったことから、営業利益（注2）は142億43百万円と、前期の営業損失73億36百万円から215億79百万円増の大幅な増益となり、過去最高となりました。

これらの結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は89億79百万円と、前期の親会社の所有者に帰属する当期損失54億56百万円から144億35百万円増加してV字回復し、過去最高を達成いたしました。

（注1）事業利益：売上収益－売上原価－販売費及び一般管理費

（注2）営業利益：事業利益－減損損失＋その他の営業収益－その他の営業費用

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

MARUGAME SEIMEN

丸亀製麺

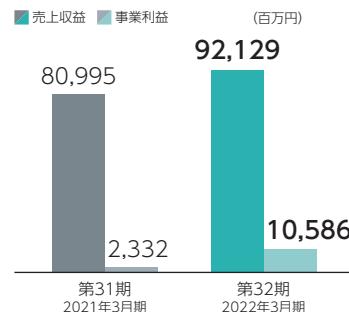


讃岐 釜揚げうどん
丸亀製麺

主要な事業内容

本格讃岐うどん専門店、各店舗に製麺機を設置することで「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用しお客様の目の前で調理を行うなど、「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける、臨場感あふれる店舗です。

売上収益／事業利益



2021年4月に販売を開始した丸亀うどん弁当が2,000万食を突破する大ヒットとなり、新型コロナウイルス感染症の影響でイートインの利用が減少した期間の収益を下支えいたしました。また、イートインご利用後にご自宅用にテイクアウト商品をご購入いただくなど、新たな需要も開拓いたしました。

丸亀うどん弁当をはじめとするテイクアウト商品の販売が急増したことにより、一時的に、イートインご利用のお客様への提供スピードが落ちるなどの影響がありましたが、ロードサイド店舗を中心にテイクアウト専用窓口を設置し、店内オペレーションの早期改善を実施いたしました。また、テイクアウト専用窓口を設置した店舗では、天ぷらの売上高も増加するといった相乗効果が見られました。

これらの結果、売上収益は921億29百万円（前期比13.7%増）となりました。増収影響に加えて、低採算店舗を閉店したことなどにより既存店1店当たりの収益性が改善した結果、事業利益は105億86百万円（前期比354.0%増）と大幅な増益となりました。

OVERSEAS BUSINESS

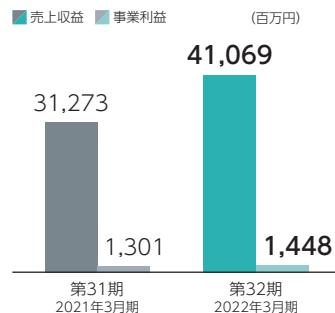
海外事業（海外における飲食事業全般）



主要な事業内容

30以上の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。

売上収益／事業利益



香港を拠点とするTam Jai International Co. Limitedが、当期中に29店舗増加したことも寄与して大幅な増収増益となりました。米国でもMarugame Udonのハワイ店が観光客増加を背景に好調に推移したことなどから増収増益となりました。一方、台湾のMarugame Udonは、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、プロモーションを抑制したことなどから減収減益となりました。英国では当連結会計年度中にMarugame Udonを4店舗出店し、新型コロナウイルス感染症の影響により一部店舗の稼働率が抑制されたものの、立地戦略とマーケティングが奏功し、現地で知られていなかったうどんの認知が高まるなど順調に推移いたしました。これらの結果、売上収益は410億69百万円（前期比31.3%増）と増収となり、出店費用が増加したものの、事業利益は14億48百万円（前期比11.3%増）と増益となりました。



コナズ珈琲
Kona's Coffee
Hawaiian pancake Cafe



とんかつ かつ丼
豚屋とん一



肉のヤマキ商店



ZUNDO-RAMEN

主要な事業内容

「コナズ珈琲」、「肉のヤマキ商店」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「長田本庄軒」、「天ぶらまきの」、「らー麺ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

売上収益／事業利益



「一番近いハワイ」をコンセプトとする「コナズ珈琲」では、シーズンごとに期間限定パンケーキなどを投入したり、ハワイアンフラダンスのショーを開催するなど来店を促進する取り組みを強化したことに加えて、自家焙煎珈琲豆やハワイの雑貨などの販売にも注力したことにより増収増益となりました。

「肉のヤマキ商店」は冷麺など新メニューの投入やテイクアウトにも注力したことが寄与、「豚屋とん一」は不採算店舗の閉店、人員配置の見直しや催事での販売も奏功して、前期の営業損失から黒字化しました。一方、居酒屋業態の「とりどーる」と「晩杯屋」は営業時間短縮の影響を受けて減益となりました。

これらの結果、売上収益は201億56百万円（前期比10.4%減）と減収となりましたが、事業利益は8億36百万円（前期比324.8%増）と大幅な増益となりました。

トピックス

『譚仔三哥(タムジャイ サムゴー)』日本上陸！東京に3店舗オープン

香港で大人気のヌードルレストラン『タムジャイ サムゴー』が日本に上陸し、東京で3店舗がオープンいたしました。

『タムジャイ サムゴー』が提供するお米と水だけで作られた麺「米線（ミーシェン）」は、もちもちで、ぱりりと歯切れのよい食感が特徴です。

6種類の異なる味わいのスープに加え、10通りの辛さと25種類のトッピングを自分好みに組み合わせて楽しむことができます。

また、オリジナルスパイスをまぶして鳥の手羽先をカラッと焼いた「トーフェイ・チキン」や、「豚バラチャーシューにんにくのせ」などのサイドメニューもお楽しみいただけます。

オープン初日から長い行列ができるほど多くのお客様にご来店いただきました。今後、国内25店舗を目標に出店してまいります。



6種類のスープとバラエティ豊かなトッピング



トーフェイ・チキン

株主優待券は国内の『タムジャイ サムゴー』でもお使いいただけます。

丸亀市とトリドールホールディングス 地域活性化包括連携協定を締結

当社と丸亀市（松永 恭二 市長）は、丸亀市の一層の活性化を目的として相互の連携を強化する「地域活性化包括連携協定」を2022年4月に締結いたしました。

当社と丸亀市は2011年から交流を重ね、伝統文化やいいものを残しながら地方創生の実現を目指す丸亀市と、讃岐うどんの原風景を再現したいという想いで丸亀製麺を創業した当社が、互いの大切な想いに共感し、連携にいたしました。

地域の方々の気持ちに寄り添い、産業、観光、芸術文化、離島振興など様々な活動に丸亀市と共に取り組んでまいります。



カトラリーをバイオマスプラスチック含有製品に切り替え

当社グループは店舗の持ち帰り・宅配用のカトラリー※を、環境に配慮したバイオマスプラスチック含有製品に2022年2月から順次切り替えています。

植物由来の素材を25%配合したバイオマスプラスチックで作られたカトラリーに切り替えることにより、グループ合計で年間約3.2トンのプラスチックを削減する見通しです。

※カトラリー：スプーン、フォーク、ナイフ、ストロー



コナズ珈琲で使用しているバイオマスプラスチックで作られたカトラリー

2 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、国内におきましては、丸亀製麺で9店舗（ロードサイド8店舗、ビルインその他店舗1店舗）、その他で13店舗の、計22店舗を直営店にて出店いたしました。

また、海外におきましては、香港、台湾、シンガポール、米国等で42店舗を直営店にて出店いたしました。

3 資金調達の状況

当連結会計年度においては、自己資金に加え、子会社の公募増資により154億円、金融機関からの長期借入により165億円の資金を調達し、事業資金に充当いたしました。

4 対処すべき課題

2023 - 2028年3月期 中長期経営計画

当社グループは、名実ともにグローバルフードカンパニーとなることを目指し、「2023 - 2028年3月期 中長期経営計画」を策定いたしました。

振り返ると、当社グループの主力業態「丸亀製麺」は、セントラルキッチンを持たず、店頭で粉からうどんを打ち、「手づくり・できたて」で提供するという、一見すると非合理的な要素を抱えながら、圧倒的なスピードでグローバル外食チェーンへと上り詰めました。本来であれば二律背反となる矛盾をはらんだ活動を両立させ、世界中に拡大していくことができる「二律両立」に、我々の独自性と強みがあります。

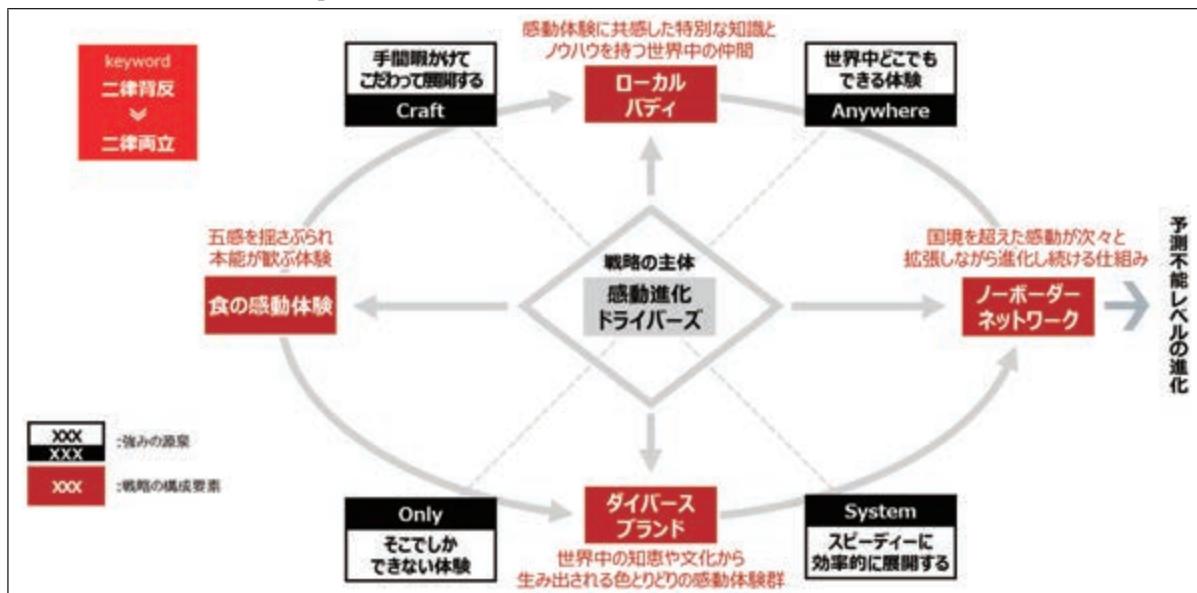
当社グループは自らを「感動進化ドライバーズ」と定義し、この「二律両立」を実現しながら「食の感動体験」を世界中に拡大すべく、敢えてローマ字で表記した「KANDOトレードオン戦略」を計画の根幹に据え、経営指標の達成に向けて推進していきます。

経営指標

項目	3カ年計画		中長期目標
	2023年3月期	2025年3月期	2028年3月期
売上高	1,770億円	2,200億円	3,000億円
店舗数	1,867店舗	2,500店舗	5,500店舗超
事業利益	62億円	140億円	360億円以上
事業利益率	3.5%	6.4%	12%以上
営業利益	40億円	120億円	約300億円
営業利益率	2.3%	5.5%	10%程度

中長期経営計画の詳細はホームページ（<https://www.toridoll.com/ir/>）をご覧ください。

「KANDOトレードオン戦略」



4つの重点テーマ

①感動体験の追求

- ・ 新たな感動体験の創出、磨きこみ
- ・ 人材育成と定着
- ・ 感動体験を生む舞台づくり

②事業ポートフォリオの量・質拡充

- ・ M&Aによる新たな業態獲得
- ・ 選択と集中
- ・ ブランドインキュベーション

③ローカルバディ※布陣の確立

- ・ 新規有力ローカルバディの探索
- ※感動体験に共感した特別な知識とノウハウを持つ世界中の仲間
- ・ 重要市場のローカルバディによる業態同時展開

④N×N展開を支える基盤構築

- ・ ブランド基軸でのグローバル連携
- ・ グループ機能のグローバル化
- ・ 出店力の強化

5 財産および損益の状況

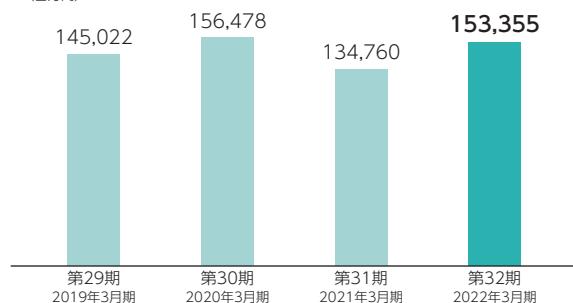
区分	国際会計基準 (IFRS)			
	第29期 2019年3月期	第30期 2020年3月期	第31期 2021年3月期	第32期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	145,022	156,478	134,760	153,355
税引前利益または損失 (△) (百万円)	1,337	2,837	△9,119	13,935
当期利益または損失 (△) (親会社の所有者に帰属) (百万円)	267	1,956	△5,456	8,979
当期包括利益または損失 (△) (親会社の所有者に帰属) (百万円)	902	1,626	△4,702	13,599
基本的1株当たり当期利益 または損失 (△) (円)	3.11	21.21	△67.71	99.25
資産合計 (百万円)	117,979	209,978	209,411	240,840
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	33,979	45,427	39,461	62,024
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	0.8	4.9	△12.9	17.7

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。
2. 当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ314億29百万円増加し、2,408億40百万円(前期比15.0%増)となりました。これは主に現金及び現金同等物が前連結会計年度末に比べ284億94百万円増加したことによるものです。
3. 「基本的1株当たり当期利益または損失(△)」は、「親会社の所有者に帰属する当期利益または損失(△)」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し算定しております。

ご参考 連結財務ハイライト (国際会計基準)

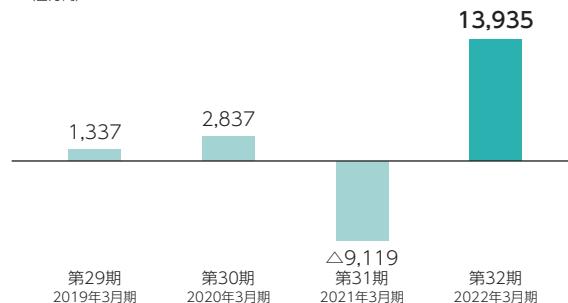
▶ 売上収益

(百万円)



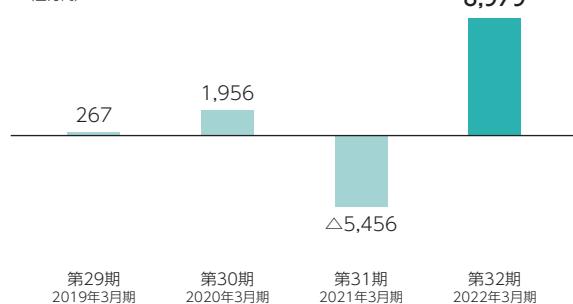
▶ 税引前利益

(百万円)



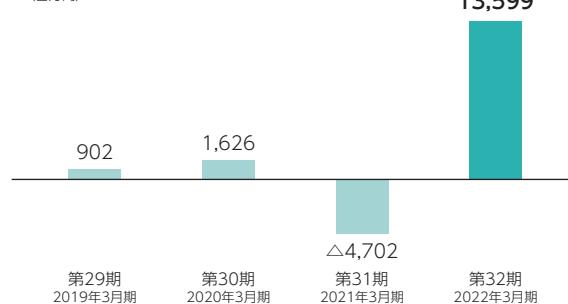
▶ 当期利益 (親会社の所有者に帰属)

(百万円)



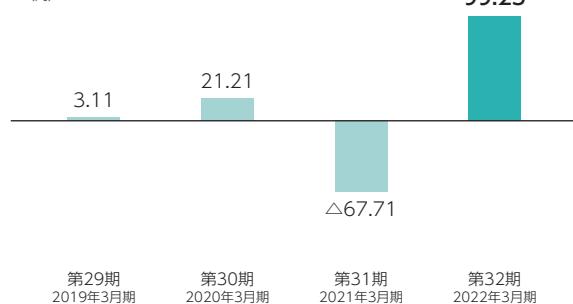
▶ 当期包括利益 (親会社の所有者に帰属)

(百万円)



▶ 基本的1株当たり当期利益

(円)



▶ 資産合計／親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分当期利益率

■ 資産合計 (百万円) ■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) ● 親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)



6 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東 利 多 控 股 有 限 公 司	2,452,338 千香港ドル	100%	海外事業の統括管理
台 湾 東 利 多 股 份 有 限 公 司	52,500 千台湾ドル	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 丸 亀 製 麵	10 百万円	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 ア ク テ ィ ブ ソ ー ス	10 百万円	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 Z U N D	30 百万円	100%	レストラン経営等
Tam Jai International Co. Limited	1,115,972 千香港ドル	75%	レストラン経営等
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	18 千ユーロ	80%	FC運営等
株 式 会 社 T G F	10 百万円	59%	農産物の販売等
TORIDOLL DINING CORPORATION	142 米ドル	100%	持株会社
MARUGAME UDON USA, LLC	4,730 千米ドル	81%	レストラン経営等
M C G R O U P P T E . L T D .	300 千シンガポールドル	70%	レストラン経営等
MARUGAME UDON (EUROPE) LIMITED	940 千ポンド	99%	レストラン経営等

- (注) 1. Tam Jai International Co. Limitedは信用力や資金調達力を高め、企業価値を向上させることを目的に、2021年10月7日に香港証券取引所メインボードに上場しております。公募増資（2021年10月28日払込完了）の結果、同社に対する当社の出資比率は75%となっております。
2. 当期末日における特定完全子会社の状況は次のとおりです。
 特定完全子会社の名称：東利多控股有限公司
 特定完全子会社の住所：12/F, Tower 3, China Hong Kong City, 33 Canton Road, Tsimshatsui, Kowloon, Hong Kong
 当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額：37,583百万円
 当社の総資産額：128,695百万円

7 主要な拠点等

① 当社
本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

② 主要な子会社の事業所
株式会社丸亀製麺
本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

株式会社肉のヤマキ商店
本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

株式会社トリドールジャパン
本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

株式会社ZUND
本社 大阪府大阪市北区天神橋四丁目8番13号

株式会社アクティブソース
本社 東京都品川区小山三丁目24番10号

営業店舗 セグメント別の店舗数は以下のとおりです。

丸亀製麺	その他 ※1		営業店舗合計
直営	直営	FC ※2	
832店舗	236店舗	8店舗	1,076店舗

※1 その他セグメントには、「コナズ珈琲」、「肉のヤマキ商店」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「長田本庄軒」、「天ぷらまきの」、「らー麺ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

※2 フランチャイズ、合併会社など直営以外の形態

③ 子会社（②で挙げたものを除く。）

会社名	所在地	店舗数
MARUGAME UDON USA, LLC	デラウェア	11店舗
台湾東利多股份有限公司	台北	47店舗
Tam Jai International Co. Limited	香港	175店舗
その他の	－	21店舗
営業店舗合計		254店舗

④ 海外FC等

地域名・国名	店舗数
中国（香港を含む）	37店舗
マレーシア	37店舗
インドネシア	79店舗
アメリカ	66店舗
ポルトガル	38店舗
その他の	133店舗
営業店舗合計	390店舗
営業店舗総合計	1,720店舗

8 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,928名 [13,463名]	453名増 [612名増]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

9 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社日本政策投資銀行	18,312
株式会社三井住友銀行	12,851
株式会社三菱UFJ銀行	10,811
株式会社みずほ銀行	10,775
三井住友信託銀行株式会社	3,479
株式会社山陰合同銀行	2,698
J A 兵 庫 信 連	2,391

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 普通株式 230,400,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 87,663,352株（自己株式851,372株が含まれております。）

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は441,400株増加しております。

3 株主数 145,953名

4 大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
栗田貴也	27,577,311	31.77
有限会社ティーアンドティ	11,160,000	12.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,127,900	5.91
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	3,738,000	4.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,450,500	1.67
J P モルガン証券株式会社	737,600	0.85
アリアケジャパン株式会社	600,000	0.69
S M B C 日興証券株式会社	484,400	0.56
UBS AG LONGON A/C IPB SEGREGATE CLIENT A C O U N T	393,100	0.45
トリドールグループ従業員持株会	184,500	0.21

（注）1. 当社は、自己株式を851,372株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	5,781株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 5 取締役の報酬等の額」に記載しております。

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 CEO	栗田 貴也	取締役会議長、指名委員、報酬委員
常務取締役	田中 公博	国内事業本部長 BT本部、開発建設統括本部担当 Tam Jai International Co. Limited取締役
常務取締役	杉山 孝史	海外事業本部長 Tam Jai International Co. Limited取締役
取締役	神原 政敏	SCM本部長 兼 商品開発部長
取締役 (監査等委員)	梅木 利泰	指名委員長、報酬委員長 日野総合会計事務所所長、公認会計士 SFCブレインコンサルティング株式会社代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー代表社員
取締役 (監査等委員)	梅田 浩章	指名委員、報酬委員 梅田浩章公認会計士事務所所長、公認会計士 不二精機株式会社社外監査役 株式会社イーサーブ代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー社員
取締役 (監査等委員)	片岡 牧	指名委員、報酬委員 堂島法律事務所 弁護士

- （注）
1. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏および梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を法務コンプライアンス部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、取締役が悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の取締役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

3 補償契約の内容の概要等

当社と取締役栗田貴也氏、田中公博氏、杉山孝史氏および神原政敏氏ならびに取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第430条の2第1項の補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社が直接・間接問わず30%超出資するすべての会社・会社法上の子会社の役員（取締役、執行役、監査役、執行役員、会計参与）、管理・監督の地位にある従業員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等は填補の対象としないこととしております。

5 取締役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年5月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年2月22日開催の取締役会においてこれを改定しております。なお、2021年2月22日の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会から答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本的な考え方

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を早期に促進するため、基本報酬のほか、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）ならびに長期インセンティブ報酬（ストック・オプションおよび譲渡制限付株式）で構成するものとします。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成するものとします。

ロ 報酬決定手続

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（報酬の種類ごとの割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める報酬委員会の答申を経て取締役（監査等委員を除く）の報酬（報酬の種類ごとの割合を含む）を決定しております。監査等委員会においても、意見陳述権（会社法第361条第6項）の行使を判断するにあたり、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しております。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

ハ 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の概要

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成額に応じて決定されます。当社では、公表される数値であり、また企業規模および収益性を示す基準として明快であることから、連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の指標として採用しております。

また、各取締役（監査等委員を除く）には、上記の業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別計数により按分した金額を支給します。

二 長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）の内容

長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）は、当社株式（譲渡制限付株式）及び当社新株予約権（ストック・オプション）で構成されます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、取締役会で決定します。なお、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は監査等委員の協議で決定します。

②当事業年度にかかる報酬等の総額等

当事業年度におきましては、取締役の個人別の報酬等のうち短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）について、2021年6月29日開催の取締役会で支給総額および予算目標額を設定しております。当事業年度における連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益は前記「1 企業集団の現況に関する事項」のとおりであり、これら業績指標の実績に基づき下記の報酬額が算定されております。

また、基本報酬の額は2021年6月29日開催の取締役会において、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）に係る金銭報酬債権の額は同年7月13日開催の取締役会において、いずれも代表取締役社長栗田貴也氏に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、同氏において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループ全体の経営状況や各取締役の業務遂行状況を最も熟知し、各取締役の業績や目標を考慮して最も的確な金額を決定できると判断したためであります。なお、決定に先立ち、2021年6月9日開催の報酬委員会にて個人別の報酬等につき答申内容が決議されており、同答申を最大限に尊重した上で決定されております。

取締役会は、上記の手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容は短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含め、決定方針に沿うものであると判断しております。

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	139	119	8	12	4
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)
取締役（監査等委員）	17	15	-	2	3
（うち社外取締役）	(15)	(15)	(-)	(2)	(3)
合計	156	134	8	14	7
（うち社外取締役）	(15)	(15)	(-)	(2)	(3)

- (注) 1. 上記非金銭報酬の額には、2021年6月29日開催の株主総会決議および取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）6百万円、取締役（監査等委員）2百万円）を含んでおります。また、2018年7月9日開催の取締役会決議、2019年7月9日開催の取締役会決議、2020年7月14日開催の取締役会決議および2021年7月13日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式として付与した株式に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）6百万円）を含んでおります。
2. 当事業年度の非金銭報酬等は当社株式（譲渡制限付株式）およびストック・オプションとして付与する新株予約権であり、当社株式（譲渡制限付株式）の交付状況は事業報告「2 ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に、当事業年度の末日におけるストック・オプションとして付与する新株予約権の保有状況は本招集ご通知におけるインターネット開示事項「会社の新株予約権に関する事項」に記載しております。
3. 2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額5億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）となります。
4. 2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）となります。
5. 2017年6月29日開催の第27期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は前記報酬等の総額年額5億円の範囲内で年額3,600万円以内、交付する当社普通株式の総数は29,460株以内（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）となります。
6. 2021年6月29日開催の第31期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬等の総額年額5億円の範囲内、付与する新株予約権総数は150個、その目的である株式総数は30,000株と決議いただいております。また、当該株主総会において、取締役（監査等委員）に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬等の総額年額1億円の範囲内、付与する新株予約権総数は45個、その目的である株式総数は9,000株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（付与対象は3名）（うち、社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）となります。

6 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容
取締役 (監査等委員)	梅木利泰	日野総合会計事務所 SFCブレインコンサルティング株式会社 監査法人アイ・ピー・オー	所代表取締役 代表社員
取締役 (監査等委員)	梅田浩章	梅田浩章公認会計士事務所 不二精機株式会社 株式会社イーサーブ 監査法人アイ・ピー・オー	所社外監査 代表取締役
取締役 (監査等委員)	片岡牧	堂島法律事務所	弁護士

(注) 各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	梅木利泰	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員長として監査等委員会監査を立案および主導するとともに、指名委員会および報酬委員会の委員長として両委員会の審議を主導しました。
取締役 (監査等委員)	梅田浩章	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員として監査等委員会監査を精力的に実施するとともに、指名委員会および報酬委員会の委員として両委員会で積極的に発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	片岡牧	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員として監査等委員会監査を精力的に実施するとともに、指名委員会および報酬委員会の委員として両委員会で積極的に発言を行っております。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様にご適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じた安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、2022年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 7円50銭
総額 6億51百万円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月15日

(注) 本事業報告に記載しております数値は、四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	61,087	流動負債	50,713
現金及び現金同等物	53,463	営業債務及びその他の債務	10,773
営業債権及びその他の債権	5,518	短期借入金	4,024
棚卸資産	502	1年以内返済予定の長期借入金	12,555
その他の流動資産	1,605	リース負債	14,936
非流動資産	179,752	未払法人所得税	2,438
有形固定資産	31,783	引当金	1,171
使用权資産	80,430	その他の流動負債	4,816
無形資産及びのれん	42,838	非流動負債	120,150
持分法で会計処理されている投資	3,819	長期借入金	43,884
その他の金融資産	13,146	リース負債	68,435
繰延税金資産	6,276	引当金	4,761
その他の非流動資産	1,460	繰延税金負債	1,556
		その他の非流動負債	1,514
		負債合計	170,862
		資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	62,024
		資本金	4,498
		資本剰余金	11,877
		その他資本性金融商品	10,847
		利益剰余金	31,338
		自己株式	△1,020
		その他の資本の構成要素	4,483
		非支配持分	7,954
		資本合計	69,978
資産合計	240,840	負債及び資本合計	240,840

連結純損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上収益		153,355
売上原価		△38,180
売上総利益		115,174
販売費及び一般管理費	△109,743	
減損損失	△4,188	
その他の営業収益	15,490	
その他の営業費用	△2,491	△100,932
営業利益		14,243
金融収益	1,022	
金融費用	△1,178	△157
持分法による投資損益		△151
税引前利益		13,935
法人所得税費用		△4,694
当期利益		9,241
(内 訳)		
親会社の所有者		8,979
非支配持分		262

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	29,477	流動負債	26,280
現金及び預金	16,734	買掛金	2,543
営業未収入金	8,359	短期借入金	4,000
原材料及び貯蔵品	17	1年内返済予定の長期借入金	12,111
前払費用	990	リース債務	246
短期貸付金	937	未払金	4,204
未収入金	2,229	未払費用	337
その他	400	未払法人税等	1,184
貸倒引当金	△188	預り金	70
固定資産	99,218	賞与引当金	44
有形固定資産	25,089	店舗閉鎖損失引当金	77
建物	17,113	設備関係未払金	892
構築物	1,357	資産除去債務	329
車両	14	その他	243
工具器具及び備品	5,097	固定負債	58,694
リース資産	1,507	長期借入金	52,898
無形固定資産	154	リース債務	2,178
ソフトウェア	152	資産除去債務	3,534
電話加入権	1	その他	83
商標権	1	負債合計	84,974
投資その他の資産	73,974	純資産の部	
関係会社株式	53,945	株主資本	43,213
関係会社出資金	0	資本金	4,519
投資有価証券	294	資本剰余金	4,582
長期貸付金	6,466	資本準備金	290
長期前払費用	114	その他資本剰余金	4,292
敷金・保証金	5,771	利益剰余金	35,121
建設協力金	3,900	利益準備金	8
繰延税金資産	4,564	その他利益剰余金	35,113
その他	1,252	別途積立金	13,379
貸倒引当金	△2,331	繰越利益剰余金	21,734
		自己株式	△1,008
		新株予約権	507
		純資産合計	43,721
資産合計	128,695	負債及び純資産合計	128,695

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		76,961
売上原価		42,169
売上総利益		34,791
販売費及び一般管理費		30,275
営業利益		4,516
営業外収益		
受取利息	174	
政府補助金	73	
受取配当金	2,848	
受取地代家賃	57	
為替差益	848	
その他	182	4,182
営業外費用		
支払利息	963	
その他	267	1,231
経常利益		7,467
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	1,276	
抱合せ株式消滅差益	129	
その他	53	1,459
特別損失		
減損損失	2,527	
関係会社貸倒引当金繰入額	447	
関係会社株式売却損	896	
子会社株式評価損	218	
その他	771	4,858
税引前当期純利益		4,068
法人税、住民税及び事業税	△236	
法人税等調整額	562	326
当期純利益		3,742

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社トリドールホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上野陽一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社トリドールホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上野陽一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、コーポレートガバナンス・コードの適用状況を重点項目とし、会社の内部監査部門との連携の上、リスクマネジメント委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社トリドールホールディングス 監査等委員会

監査等委員 梅 木 利 泰 ㊞

監査等委員 梅 田 浩 章 ㊞

監査等委員 片 岡 牧 ㊞

(注) 監査等委員 梅木 利泰、監査等委員 梅田 浩章、監査等委員 片岡 牧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第32期 定時株主総会 会場ご案内図



ベルサール渋谷ガーデン

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-17
住友不動産渋谷ガーデンタワー 1F

お電話でのお問い合わせ

03-4221-8913 (当社総務部)

アクセス

〔アクセス詳細は「ベルサール渋谷ガーデン」HPよりご確認ください。〕
https://www.bellesalle.co.jp/shisetsu/shibuya/bs_shibuyagarden/

- 「神泉駅」南口徒歩6分(井の頭線)
- 「渋谷駅」西口徒歩10分(JR線)
- 「渋谷駅」A0出口徒歩9分
(半蔵門線・副都心線・田園都市線・東横線)